

令和7年9月30日（火曜日）

予算決算委員会全体会

議会会議室

出席委員

委員（44人）

欠席委員

竹中隆一

予算決算委員会付託議案

- ・議案第90号 令和6年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第91号 令和6年度姫路市卸売市場事業特別会計決算認定について
- ・議案第92号 令和6年度姫路市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算認定について
- ・議案第93号 令和6年度姫路市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- ・議案第94号 令和6年度姫路市介護保険事業特別会計決算認定について
- ・議案第95号 令和6年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- ・議案第96号 令和6年度姫路市奨学学術振興事業特別会計決算認定について
- ・議案第97号 令和6年度姫路市財政健全化調整特別会計決算認定について
- ・議案第98号 令和6年度姫路市水道事業会計決算認定について
- ・議案第99号 令和6年度姫路市下水道事業会計決算認定について
- ・議案第100号 令和7年度姫路市一般会計補正予算（第3回）
- ・議案第101号 令和7年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）
- ・議案第102号 令和7年度姫路市水道事業会計補正予算（第1回）

再開

9時57分

分科会長報告について

9時57分

文教・子育て分科会長報告

まず、議案第90号、令和6年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、文教・子育て分科会関係について申し上げます。

教育委員会について、第1点は、第85款、第90項、雜入のうち、学校給食費徴収金についてであります。

分科会において、同徴収金の収入未済額約3,600万円のうち現年度分は幾らなのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、決算時では約2,600万円であったものの、令和7年8月31日時点では約1,400万円まで縮減している、とのことありました。

これに対して、委員から、収入未済額が年々増加していることを踏まえ、保護者負担の公平性を確保する観点から、今後も適正な徴収に努められたい、との意見がありました。

第2点は、スクールヘルパー事業費についてであります。

同事業は、小学校において不審者の侵入を抑止し、児童の安全を確保することなどを目的に、登下校時に校門での立ち番などのボランティア活動を行う保護者や地域住民に対して活動経費を補助するもので、令和6年度は約600万円を支出しております。

分科会において、同事業はボランティアに依存する体制となっているが、何らかの見直しを検討していないのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、将来的には担い手の確保が困難となることが予想されることから、現在、同事業に代わる持続可能な侵入者対策の導入を検討しているところである、とのことありました。

これに対して、委員から、より有効な対策を打ち出すために、通学路等の防犯パトロールを実施する団体へ補助を行っている政策局と連携するなど、府内横断的に検討を進められたい、との意見がありました。

次に、議案第92号、令和6年度姫路市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算認定についてであります。

分科会において、貸付金元利収入の収入未済額が約1,000万円となっているが、貸付金の返済が遅延している者にはどのように対応しているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、まずは文書や電話、訪問等による催告を行うが、悪質な場合には給与の差押え等の法的措置を行う場合もある、とのことありました。

た。

これに対して、委員から、福祉資金といえども公費から支出した貸付金であることから、未収金の回収にしっかりと努められたい、との意見がありました。

厚生分科会長報告

まず、議案第 90 号、令和 6 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、厚生分科会関係について申し上げます。

市民局については、衛生使用料中、えい地使用料及び納骨堂使用料並びに靈苑費中、えい地使用料還付金についてあります。

分科会において、えい地使用料の収入済額は約 3,580 万円、えい地使用料還付金の支出済額は約 2,250 万円となっているが、令和 6 年度におけるえい地の貸付及び返還件数はどのようにになっているのか、

また、納骨堂使用料の収入済額は約 4,430 万円となっているが、同じく名古山靈苑納骨堂の収蔵件数はどのようにになっているのか、との質問がありました。

当局の答弁によると、令和 6 年度における、市有靈苑全体のえい地貸付件数は 38 件、えい地返還件数は 113 件、また、名古山靈苑納骨堂の収蔵件数は 1,934 件となっているとのことありました。

これに対して、委員から、令和 6 年度の状況を見ても、えい地については、貸付件数に比べて返還件数のほうが圧倒的に多く、納骨堂の需要も高いことから、本市においても墓じまいが進んでいることは明白である。この傾向は人口減少の加速によりさらに顕著になると思われることから、社会情勢や市民ニーズの把握に努め、合葬墓整備などの対応を検討し、早期に着手されたい、との意見がありました。

健康福祉局については、児童育成費についてあります。

分科会において、乳幼児医療費助成事業費及びこども医療費助成事業費の予算現額の合計約 28 億 4,700 万円に対し、約 1 億 9,000 万円の不用額が発生したことであるが、その理由についてどのように分析しているのか。

また、不用額が生じたことから、こども医療費の完全無償化を 18 歳まで拡大するに当たり、懸念されていた不適切な受診の増加は見受けられなかったと言えるのか、との質問がありました。

当局の答弁によると、令和 6 年度予算編成に当たっては 15 歳までの子どもの受診実績を基に積算したもの、16 歳以降の子どもについては年齢が上がるにつれ医療機関への受診回数が減少する傾向にあることから、その受診頻度の差が不用額として現れたものと考えている。

また、懸念された不適切な受診増加への対策として、受給者証の裏面や新規認定時に配付するパンフレット、医療機関へ掲示するポスターなどにおいて適正受診の啓発に努めた結果、現状では想定以上の受診は見受けられていない、とのことありました。

次に、議案第 93 号、令和 6 年度姫路市国民健康保険事業特別会計決算認定については、収納率向上特別対策費についてあります。

分科会において、同対策費中の委託料は、前年度決算額と比較して約 1,800 万円の増額となっているものの、収納率が約 1% 低下していることについて、どのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によると、国民健康保険料に滞納がある場合には、従来は、有効期間の短い保険証を交付することで滞納者との接触を図り、納付相談等につなげていたところ、令和 6 年度の制度改革によりマイナ保険証へ完全移行することで有効期間の短い保険証が廃止され、滞納者との接触機会が減少したことが収納率低下の要因であると考えている。

また、委託料の増額については、同制度改革に伴い収納率が最大 2% 低下し得ると見込んでいたことから、納付催告業者による電話や訪問による納付勧奨の件数を増やすなど、収納率向上に向け可能な限りの取組を行ったことによるものである、とのことありました。

これに対して、委員から国民健康保険制度を維持するための大切な財源である同保険料の収納率向上に向け、今後もしっかりと取り組むとともに、徴収業務に係る費用対効果についてもしっかりと検証されたい、との意見がありました。

経済観光分科会長報告

まず、議案第 90 号、令和 6 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、経済観光分科会関係について申し上げます。

農林水産環境局については、漁港費、農地費及び治山

治水事業費における不用額についてであります。

分科会において、各事業費の執行状況を確認すると、合算して4億円以上に上る不用額が生じているが、予算上の見積りや想定が実情と合致していないことについてどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、不用額が生じた具体的な要因として、国内で甚大な被害を伴う災害や事故が発生したことにより、国において当該地域への緊急予算配分が行われ、本来の予算が本市に配分されず執行を見送ったものや、地元からの要望事業において、予算要求後に地元との調整が難航し、翌年度へ繰り越したものなど多様な事情があるものの、本市の財政が極めて厳しい状況にある中、予算執行をより的確に行っていくことは重要であると考えている、とのことありました。

これに対して、委員から、次年度以降の予算編成において、予算要求の段階から、不用額が生じないよう国や県、地元住民との調整等をしっかりと行い、執行率の改善につなげられたい、との意見がありました。

次に、議案第100号、令和7年度姫路市一般会計補正予算（第3回）のうち、経済観光分科会関係について申し上げます。

農林水産環境局については、海洋環境の変化に対応した漁場保全緊急対策事業についてであります。

本事業は、海洋環境の変化により著しく低下した漁場機能を速やかに復旧・回復させるため、漁業者等が行う取組を支援しようとするものであります。

分科会において、坊勢漁協を中心とする活動組織5グループに対して各2,000万円、計1億円を補助しようとしているが、漁業者等が行う取組とは具体的にどのようなものなのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、兵庫県下では、令和2年度から土と鶴糞を主な原料とした粒状の有機肥料の海底散布を行っており、令和6年度は家島海域において40トンの同肥料を散布した結果、魚介類の餌となるゴカイ等の増加が見られるなど生物生息環境の回復効果が確認されたため、令和7年度も同様に、家島海域において実施しようとするものである、とのことありました。

これに対して、委員から、漁業者等による豊かな海

を再生する取組を支援することで、坊勢島周辺の水産資源を積極的に増やされたい、との意見がありました。

観光経済局については、姫路城見学環境改善事業についてであります。

本事業は、姫路城の縦覧料改定に当たり、来城者の安全性向上や見学環境の充実を図るため、肩掛け式携帯袋を作成・配布しようとするものであります。

分科会において、当該袋の作成費用の財源についてどのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、配布開始予定である令和8年3月までに当該袋を80万枚用意しようと考えており、令和7年度は全額一般財源で作成するものの、令和8年度以降は縦覧料収入を財源として作成したいと考えている。

当該袋の作成・配布は、令和8年3月に行う姫路城の縦覧料改定に合わせた取組の1つであり、今後も見学環境の改善に努めていきたい、とのことありました。

建設分科会長報告

議案第90号、令和6年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、建設分科会関係について申し上げます。

都市局については、危険ブロック塀等撤去支援事業費についてであります。

本市では、大阪府北部地震においてブロック塀の倒壊による犠牲者が出了ことを受けて、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図るため、平成30年度より危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を助成する制度を実施しております。

分科会において、令和6年度における当該制度の利用件数はどのくらいなのか。

また、危険ブロック塀等撤去の促進に向けては行政からのさらなる支援も必要と思われるが、どのように考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、令和6年度における利用件数は、個人住宅27件、社会福祉施設1件、合わせて28件である。

また、危険ブロック塀等撤去の促進のため、自治会回覧や広報ひめじ等において啓発や注意喚起を継続して実施している。しかしながら、制度開始から一定

期間が経過し、危険ブロック塀等の撤去は進んではいるものの依然として通学路等に残存しているものもあると考えていることから令和 8 年度にフォローアップを実施したい、とのことありました。

これに対して、委員から、危険ブロック塀等が放置されたままにならないよう所有者に対する積極的な働きかけを実施されたい、との意見がありました。

建設局については、緑化推進事業費についてであります。

分科会において、当初予算措置がされていた植栽帯改良事業など 4 か所の事業について道路事業との調整等の理由から予算が未執行となる中、当初に予算措置がされていない 7 か所の事業に対して予算が執行されていることについて、事業進捗の見通しが甘かつたのではないか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、予算が未執行となった植栽帯改良事業は、歩道改良事業等の完了後に実施するものであるが、先行する道路事業が当初の想定どおりに進まなかつたことから未執行となったもので、反省すべき点があるとのことありました。

これに対して、委員から、他事業との調整により事業内容等の変更が必要になることは理解できるものの今後はしっかりと事業の進捗を把握しつつ計画的な予算編成に努められたい、との意見がありました。

総務分科会長報告

議案第 90 号、令和 6 年度姫路市一般会計決算認定についてのうち、総務分科会関係について申し上げます。

政策局については、第 70 款、第 10 項、寄附金中、ふるさと姫路応援寄附金についてであります。

分科会において、当該寄附金の決算額は、令和 5 年度と比べ、約 7,000 万円増えているが、どのような取組を行つたのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、ふるさと納税に係るポータルサイトをこれまでの 7 サイトから 14 サイトに増やしたほか、主要なポータルサイトでの検索内容に応じて目立つ位置に表示される検索連動型広告や新聞、雑誌への広告掲載、東京で開催している、ふるさと姫路懇話会でのプレゼンテーションなど、寄附をされる市外の方の目に留まるよう積極的に P R 活動を行つた。

さらには、確定申告をしなくても控除が受けられるワンストップ特例申請手続のオンライン化や本市に旅行中の方などがその場で、ふるさと納税ができる関西おでかけ納税を取り入れることにより、寄附額の増額に至つたものである。

しかしながら、ふるさと納税の収支としては、赤字幅が広がっている状態にあることから、職員一同が相当な危機感を持って取り組まなければならないとの認識で頑張っている、とのことありました。

これに対して、委員から、様々な取組により寄附額が増えたことは喜ばしいことではあるものの、ふるさと納税額が目標に届かず、赤字幅が広がっている現状を踏まえ、引き続きしっかりと取り組まれたい、との意見がありました。

会計課については、指定金融機関に対する公金取扱手数料についてであります。

分科会において、令和 6 年 10 月から、公金取扱手数料が有料化されたが、手数料削減に向け、どのように取り組んできたのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、府内に対し、正確な口座情報の把握に努め、手数料が伴う振込先相違による組戻や再振込を削減するよう、注意喚起を行つたほか、同一人に対する複数件の振り込みを避けるため、デジタル戦略室に依頼し、名寄せするツールを作成した、とのことありました。

これに対して、委員から、当該取組により、見込みよりも支出額を縮減できているが、人為的なミスによる再振込件数の削減方策などについて、引き続き、府内への周知に努められたい、との意見がありました。

総務局については、職員保健衛生管理費についてであります。

分科会において、職員の定期健診や成人病検診等に係る事業において不用額が発生した理由の 1 つとして、見込みよりも受診者が少なかったことが挙げられるとのことであるが、職員の健康管理はしっかりとできているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、個人で受診した人間ドック等の結果を職場に提出することで、定期健診に代える職員が見込みよりも多かったことから、不用額が発生したものであり、特段の事情がない限り、全ての職員の健康管理を行えている、とのことありました。

これに対して、委員から、職員の健康管理は事業者の義務であるため、今後もメンタルヘルスを含め、職員の適切な健康管理に努められたい、との意見がありました。

分科会長報告に対する質疑 10時25分

質疑なし

付託議案審査について 10時25分

- ・議案第 91 号、議案第 92 号及び議案第 96 号～議案第 99 号、以上 6 件については、いずれも全会一致で認定すべきものと決定。
- ・議案第 90 号及び議案第 93 号～議案第 95 号、以上 4 件については、いずれも賛成多数で認定すべきものと決定。
- ・議案第 100 号～議案第 102 号、以上 3 件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。

委員長報告について 10時30分

- ・正副委員長に一任することに決定。

閉会中継続調査について 10時31分

- ・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

閉会 10時32分